島根県邑智郡邑南町日和
二五九五番八
二五九六番三
二五九七番六から二五九七番八まで
二六〇二番二
三二六三番六
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第四百十七号で指定した同号二十七に掲げる土地の区域、平成二十七年国土交通省告示第九百九十号で指定した同号七及び同号八に掲げる土地の区域を除く。）
島根県鹿足郡津和野町名賀
一八六〇番　一号
一八六一番　二号
一八六二番　三号
一二四〇番三　四号
一九〇四番　五号及び六号
四八二番一　七号
四八〇番　八号
四七六番　九号
四七三番　十号
一八九〇番　十一号
一二六七番七　十二号
二二五九番三　十三号
一二七七番八　十四号
一八七九番　十五号
一八七七番一　十六号
四一三番二　十七号
四一〇番続一　十八号
二四二五番　十九号
一八六五番　二十号
三九七番一　二十一号
三九六番　二十二号
三九五番　二十三号
三八四番二　二十四号
三八六番四　二十五号
三八七番六　二十六号
三八七番八　二十七号

○国土交通省告示第二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
河内地上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県岩国市玖珂町
字河内地　一四三〇番五地先道路敷　一号
五〇八番二八九　二号
一四三〇番一　三号
五〇八番七八　四号
五〇八番七六　五号
五〇八番七三　六号及び七号
五〇八番六〇　八号
五〇八番五九　九号
五〇八番五八　十号及び十一号
五〇八番五八地先道路敷　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上坂本東大川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十年建設省告示第七百七十三号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字牟礼
字大谷　三三六番二四　一号
三三六番二五　二号
三三六番二二　三号から五号まで、十七号及び十八号
三三六番一一　六号、十五号及び十六号
三三六番八　七号から十号まで
三三七番六一　十一号
三三七番四　十二号及び十三号
三三七番二五　十四号
三三六番二三　十九号及び二十号

○国土交通省告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の二十四の項指定の区分欄中「省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分」を「省令第十五条各号に掲げる区分」に改め、同項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県の全域」を「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県の全域」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「イ　本社　大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号サンコービル二百九」を「イ　本社　大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号サンコービル内」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十四年一月十七日」を「平成二十八年十二月二十六日」に改め、別表に次のように加える。

二十七	株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町十番十六号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋富沢町十番十六号	平成二十八年十二月二十六日	指定をした日から五年間
二十八	株式会社J建築検査センター	東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号			イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号 ロ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号 ハ　青山支店　東京都港区南青山二丁目十一番十四号 ニ　八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号		

○国土交通省告示第二十二号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　申請者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一
二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市
三　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第五百四十六号及び平成二十八年国土交通省告示第二百八十三号を参照）
イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ　空港の総面積　千百七十一万五千百五十八平方メートル
ハ　誘導路
延長　三万五千八百二十五メートル
エプロン
面積　二百九十四万千七百四十二平方メートル
四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十四年一月三十一日
（注）空港の範囲を示す詳細図を千葉県庁、成田市役所、多古町役場、芝山町役場及び東京航空局成田空港事務所において縦覧に供する。